

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

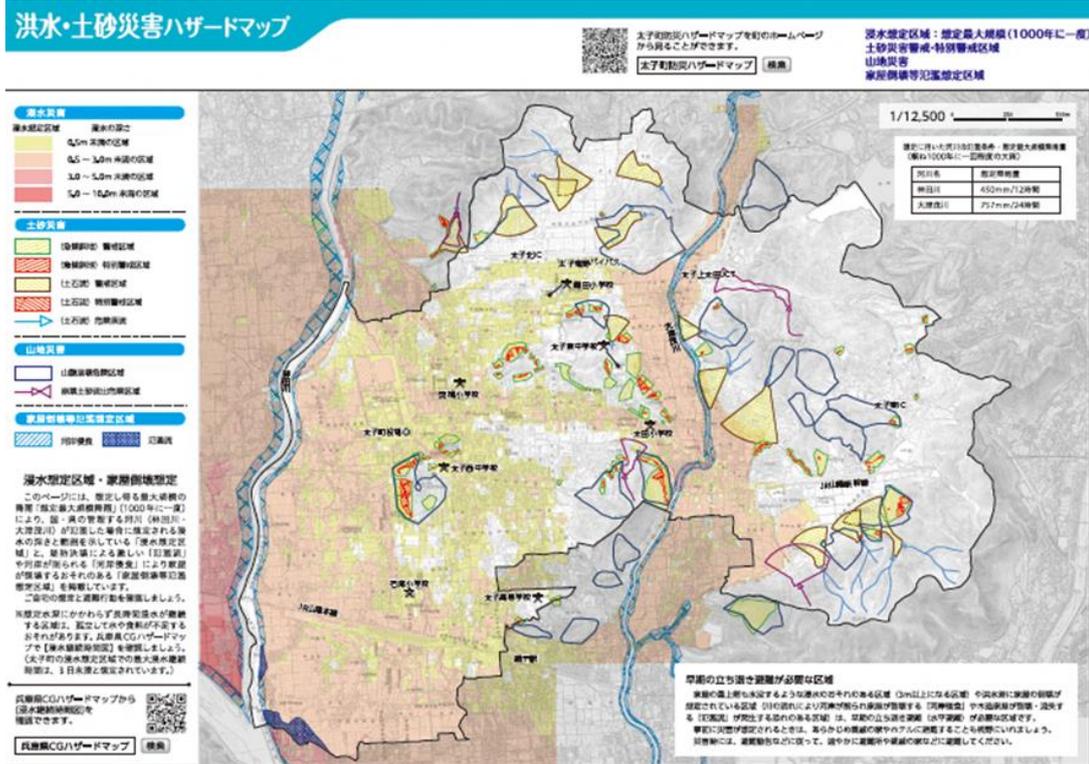
(1) 地域の災害リスク

太子町は兵庫県南西部の西播磨地域の北緯 34 度 50 分、東経 134 度 35 分のあたりに位置し、東側は姫路市、西側はたつの市に接している。姫路市中心部までは約 12km、神戸市中心部までは約 75km で、東西 6.4km、南北 3.7km、面積 22.61 km<sup>2</sup>と県下 41 市町のうち、加古郡播磨町、芦屋市に次いで 3 番目に小さな町である。太子町の地形は、低地と山地、山麓堆積地、人口改変地などからなっている。また、揖保川の下流域に位置し、町の西側を林田川、中央付近を大津茂川が流れており、標高 10m 前後の平坦な土地が広がっている。町の東部には標高 250.1m の城山、標高 213.0m の京見山などがあり、姫路市との境になっている。また、町内には標高 109.2m の立岡山や、標高 165.1m の檀特山などもある。太子町の気候は、瀬戸内海式気候地帯に属し、年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれている。

(1) 地域の災害リスク

(風水害・洪水)

下表「洪水・土砂災害ハザードマップ」参照



(出典：太子町防災ハザードマップ)

太子町で発生する風水害は、停滞前線による豪雨や梅雨前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害のほか、線状降水帯の停滞等による風水害が考えられる。

このうち、太子町を襲った過去の風水害のうち、かなり大きい被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり発生時期は、7月上旬と9月に集中している。被害が特に甚大なものとして、梅雨前線による水害としては、昭和13年と昭和42年の豪雨を、台風

による風水害としては室戸台風、平成16年台風第23号及び平成21年台風第9号並びに太子町において大きな水害が発生した台風第17号（昭和51年）である。

近年では、河川改修により河川の氾濫は減少しているものの、河川の溢水、氾濫等による床上浸水、床下浸水、道路や耕地の冠水、土砂の流出などの被害が考えられる。

太子町防災ハザードマップによると、想定最大規模（1000年に一度）の降雨が発生した場合、町内の市街地の大部分で浸水深が0.5m未満の浸水想定区域に入る。

町内を貫流する林田川及び大津茂川の河川近傍において、0.5m～3.0m未満の浸水深が予測されており、ごく一部の地域では3.0m～5.0m未満の浸水が予測される地域がある。

また、河川の堤防の決壊により、家屋の流失・倒壊をもたらすような激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域として、家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されている。

（土砂災害）

土砂災害は、土石流、地滑り（町内の危険箇所無し）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に大別できる。太子町における土砂災害警戒区域の指定箇所数は71箇所、土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は48箇所あり、山間地では、急峻な山地・丘陵が多く、土砂災害発生危険性が高い地域である。

土石流については、都市部では谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。

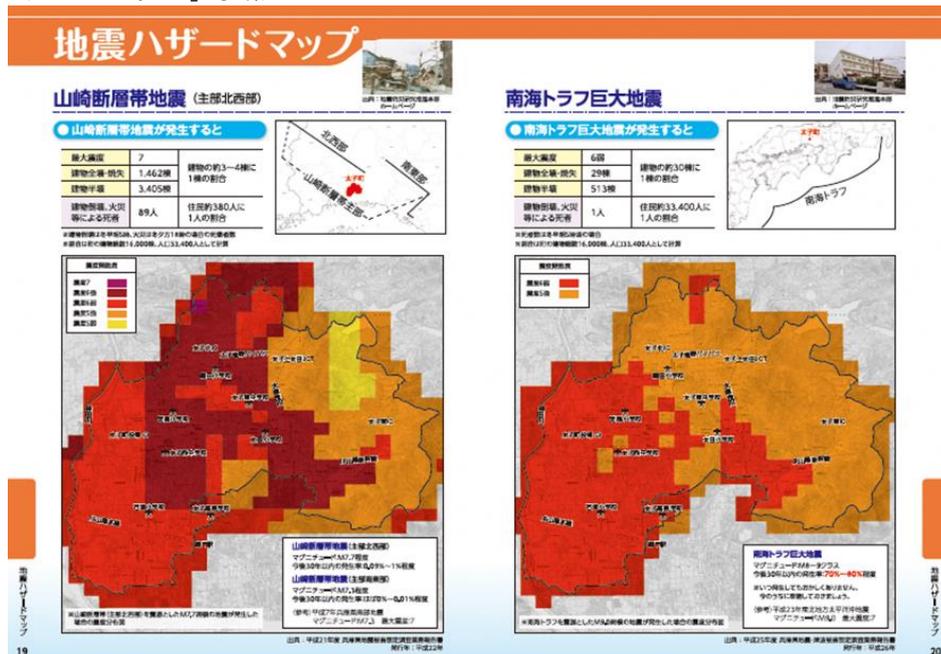
また、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）については、本町は、東に山地にかこまれた地域であり、一部海拔200mを超える部分はあるが、全体として100m級の山地で中世代末期の火山活動によって花崗岩類の基盤に火山岩類が貫入されたものよりなっている。その為、地域的に比較的複雑な地質構成となっており、多彩な岩相を呈している。その結果として、不均質な地質構成に起因する斜面崩壊が数多く見受けられる。豪雨時、地震時には人的被害が起こることが予想される。

（感染症）

新型インフルエンザは10年～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（地震）

下表「地震ハザードマップ」参照



(出典：太子町防災ハザードマップ)

兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されるところとなっている。

過去の地震災害の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究に基づき、本町域内で発生しうる地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海トラフ巨大地震、山崎断層帯地震の被害を想定した。

南海トラフ巨大地震、山崎断層帯地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりである。

〈想定される地震の規模と発生確率〉

地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ巨大地震	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の海溝型地震の長期評価の概要(算定基準日:令和3年1月1日)

山崎断層帯地震 (区間)	将来の活動時の 地震規模(M)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
主部(南東部)	7.3程度	ほぼ0%～ 0.01%	ほぼ0%～ 0.02%	0.003%～ 0.05%
主部(北西部)	7.7程度	0.09%～1% やや高い	0.2%～2%	0.4%～4%

(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日:令和3年1月1日)

(2) 商工業者の状況

平成28年経済センサス 商工業者数 1,131 事業所 小規模事業者数 863 事業所

業種分類	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
製造業	92	町内に広く分布している
建設業	173	町内に広く分布している
卸・小売業 サービス業	731	町内に広く分布している
その他	135	町内に広く分布している

### (3) これまでの取組

#### 1) 太子町の取組

- ・太子町地域防災計画の策定  
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、「太子町地域防災計画」を策定し、太子町、太子町民の防災指針としている。社会情勢の変化等を考慮して、随時「太子町防災会議」により計画の見直しを行っている。
- ・防災訓練の実施  
当町では、毎年10月に概ね小学校区単位で防災関係機関と連携して、発災対応型防災訓練を実施している。
- ・防災備品の備蓄  
中播磨・西播磨広域防災対応計画により、山崎断層地震が発生した場合を想定し、多数の避難者に必要となる物資等をできる限り迅速に供給するため、避難所生活者の非常用食料や衛生資機材、生活必需品の備蓄が進められている。
- ・災害応援協定の締結  
官公庁や町内事業所、各種団体と災害時における応援協定の締結を行う。

#### 2) 太子町商工会の取組

- ・台風や大雨災害が発生後、発災後翌日～1週間の期間中に各事業所へ聞き取り調査や巡回パトロールによる状況確認を行い、西播磨県民局や兵庫県商工会連合会へ被害状況の報告を行っている。
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
  - ①商工会報に掲載する。
  - ②中小企業強靱化法施行に伴い、施行内容や事業継続力強化計画認定制度についての会員事業所へ広報物の配布を行う。
  - ③会議や他のセミナーなど会員事業者が集まる機会に広報物を配布する。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
  - ①保険会社等から講師を招き、会員事業所に中小企業強靱化法を踏まえて概要や施策内容の説明を行い、ワークショップによりBCP策定の訓練を実施する。

## II 課題

現状では、BCP策定支援を推進している中で、災害リスクが事業者十分に浸透していないと認識している。また、事業所単独で災害から「身を守る」意識が低く、町など他の支援によって守ってもらう受け身の意識が根強くある。日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、共済・保険等の活用、BCP策定支援などを行っていくことが必要である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、情報のやりとり、内容について意思疎通の統一化が必要である。初動の段階で把握すべき情報を統一化することが必要である。

内部体制の面では、緊急時の取組について、協力体制の具体的な体制やマニュアルは整備されていなかったが、令和3年10月に策定した。今後役職員、会員事業所に周知させる必要がある。また、職員の巡回などの他に地域の被害状況が確認できる手段や体制が整っていない。

### III 目標

- ・地域住民の生活を支え、被災時には復旧の原動力となる地域の小規模事業者の事前対策は有効であり、BCP や事業継続力強化計画の策定支援を通じて防災・減災意識を高める。
- ・巡回や窓口指導時、BCP 策定に向けた情報提供や全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・BCP 支援に向けて商工会職員を対象にした研修会や知識向上を目的としてeラーニングの受講も促し、BCP を推進できる職員を育成する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報の報告ルートを構築する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・太子町商工会事業継続計画を作成し、全職員へ周知の徹底を図る。
- ・各地区に役員や総代などを中心に被害状況を報告できる連絡体制を構築する。

#### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		セミナーまたは個別相談会開催	職員研修会
			BCP	事業継続力強化計画		
1,136	863	R4	2	4	1回	1回
		R5	4	8	2回	1回
		R6	4	8	2回	1回
		R7	4	8	3回	1回
		R8	4	8	3回	1回

現在 BCP を策定している小規模事業者数を把握していないため、1 年目は調査と普及啓発活動を中心とした事業を行う。従って初年度の BCP 策定目標は 2 件、2 年目以降リスクの高い事業所を重点的に支援し、職員一人当たり 1 件、目標値を 4 件とする。

事業継続力強化計画は BCP 策定より簡易であるため経営指導員を含む職員数 4 名に対しそれぞれ 2 件の目標を掲げ年間 8 件を 2 年目以降の目標とする。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

### <1. 事前の対策>

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業者には巡回経営指導時に、太子町防災マップ等を活用しながら、事業所立地場所の自然災害等の危険性及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・BCP支援に向けて職員を対象にした研修会を実施し、BCPを推進できる職員を育成する。
- ・会報（年2回）や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介を行う。会報は、町内全戸配布となるため、会員事業所以外にも周知を図ることができる。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また、専門家による個別相談会を年1回開催し、専門家の助言も交えて実現性の高い事業者BCPを策定できるように支援していく。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年10月策定。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社等にBCP策定手法などのノウハウの提供や専門家の紹介など、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介、個別相談会等を実施する。
- ・関係機関（行政・金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・太子町商工会と太子町との行政連絡会（構成員：太子町商工会と太子町）を年2回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震、大規模水害、津波等）が発生したと仮定し、太子町との連絡ルートの確認を行う。机上シミュレーションによる体制確認や、適宜、緊急時連絡訓練を行う。

## <2. 発災後の対策>

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内にSNS等を活用し職員の安否報告や出勤ルート、周辺被害状況の確認を行い、今後の業務従事の可否を判断する。また、発災後4時間以内に太子町災害対策本部と連絡を取り、市全体の被害状況の情報を共有する。

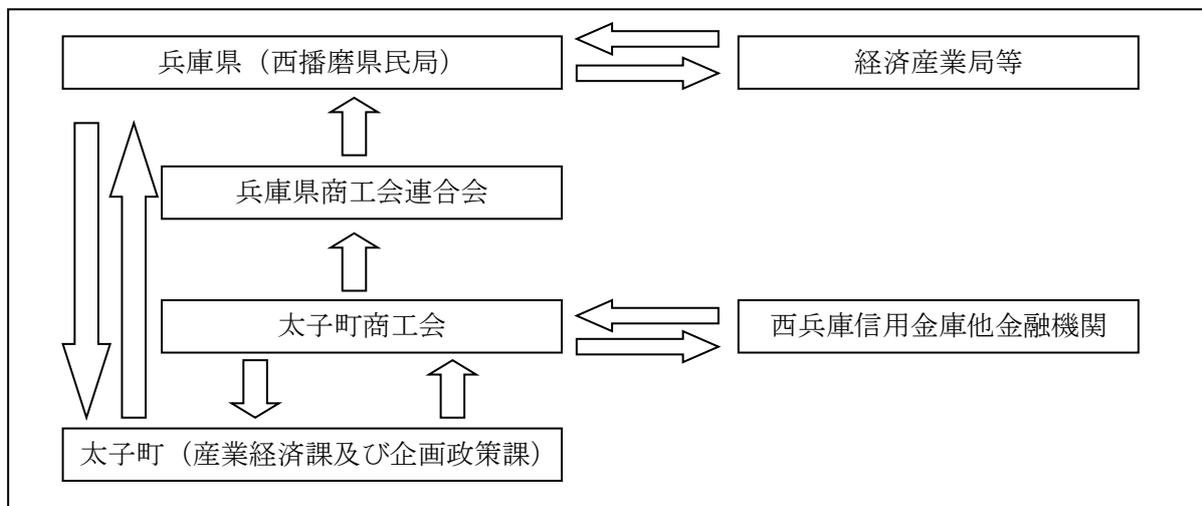
### 2) 応急対策の方針決定

- 太子町商工会と太子町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。職員自身の判断により、生命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず職員自身が先ず身の安全を確保し、自己の心身の安全確保が可能である環境と判断した後に出勤する。
- 太子町商工会における災害時職務分担については、「太子町商工会事業継続計画」に記載したとおりとする。
- 太子町における災害時対応については、「太子町地域防災計画」において定められた事務分掌に従う。
- 被害情報の共有体制については、太子町商工会により収集した事業者の被害状況を、概ね7日以内に太子町に報告するものとし、太子町も同様とする。ただし、緊急を要する場合、この限りではない。

## <3. 災害時における指示命令系統・連絡体制>

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを下記の図の通り構築する。
  - ①具体的には当該地区の商工会役員を通じて、(電話による)被害状況を確認する。
  - ②被害状況が甚大な場合は、商工会職員が当該地区の被害状況を直接確認する。
- 太子町商工会内部に災害対策本部を設置し、緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令にあたる。災害本部は、商工会役員と職員で構成する。
- 役員または総代が、被害状況を報告できる連絡体制を構築する。被害実態や被害額などの報告内容は、商工会職員が集約を行う。
- 当会と当町は被害状況の確認は、太子町商工会と太子町災害対策本部が連携して行う。
- 被害状況確認後、当会と当町が連携して二次災害の防止に向けて被災地域での活動の実施について、協議を行う。
- 当会と当町が共有した情報を、都度西播磨県民局と兵庫県商工会連合会の担当窓口へ報告する。

### 【外部との連絡体制】



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、太子町や兵庫県商工会連合会、日本政策金融公庫と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知をする。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県商工会連合会に相談する。

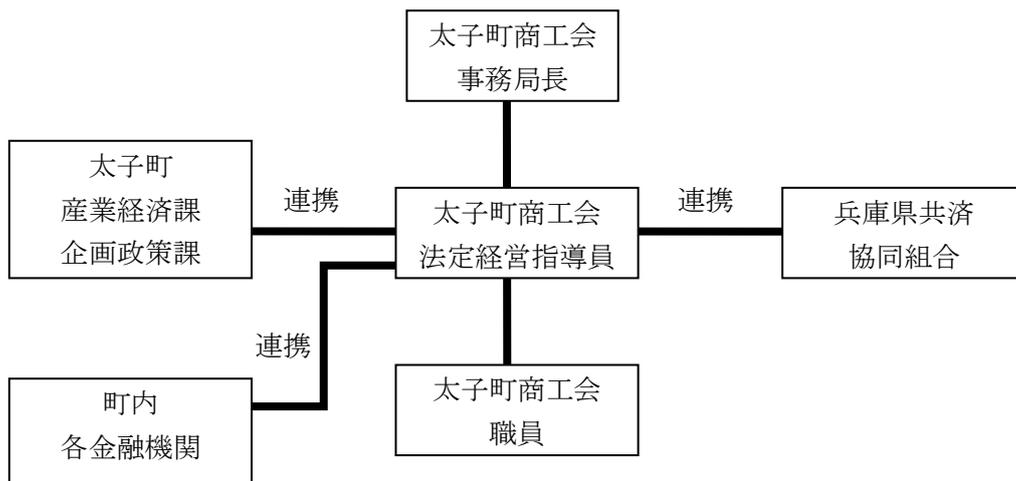
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 玉越 博充 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・太子町との連携窓口
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

太子町商工会

〒671-1523 兵庫県揖保郡太子町東南51番地1

TEL: 079-277-2566 Fax: 079-277-0068

E-mail: shoutoku@taishi.or.jp

②関係市町

太子町 経済建設部産業経済課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1

TEL: 079-277-5993 Fax: 079-277-6041

E-mail: sankei@town.hyogo-taishi.lg.jp

太子町 総務部企画政策課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1

TEL: 079-277-5998 Fax: 079-276-3892

E-mail: kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	340	290	340	290	340
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 研修費	30	30	30	30	30
・ 啓発普及費	50		50		50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、兵庫県補助金、太子町補助金、その他補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

